申　　立　　書

　　年　　月　　日

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会

事務総長　村手　聡　殿

住　　所

商号又は名称

代表者職氏名

案件名称　　第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）ホスト放送局業務委託

この入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を備えた者とします。

応募は単独に限らず共同企業体又は共同事業体（以下「共同企業体等」という。）でも可としますが、1事業者が2つ以上の共同企業体等に参加すること、又は共同企業体等に参加しながら単独で入札に参加することはできません。

共同企業体等の場合、共同企業体等の代表者は（１）から（８）の要件を満たす必要があります。また、代表者を除く構成員は、（２）から（８）を満たす必要があります。

なお、（９）の要件については、共同企業体等の代表者又は代表者を除く構成員のうちいずれかが満たす必要があります。

（１）　令和6・7年度公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会物品の製造等に係る入札参加資格者名簿において「業務（大分類）03.役務の提供等」の「営業種目（中分類）03.映画等製作・広告・催事」の「取扱内容（小分類）01.映画等製作」に登載されている者であること。

なお、入札に参加しようとする者で上記の登録を受けていない者は、入札参加資格申請書、登記事項証明書及び納税証明書の提出により（１）を満たすか審査されます。

（２）　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第１項各号及び第2項各号（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しない者であること。

（３）　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、(１)に掲げる入札参加資格の登録又は認定を受けている者を除く。）でないこと。

（４）　民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、(１)に掲げる入札参加資格の登録又は認定を受けている者を除く。）でないこと。

（５）　公告の日から落札決定までの期間において、公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会から、指名停止の措置を受けていないこと。

（６）　公告の日から落札決定までの期間において、愛知県又は名古屋市から、「愛知県会計局指名停止取扱要領」、「愛知県建設工事等指名停止取扱要領」及び「名古屋市指名停止要綱」に基づく指名停止の措置を受けていないこと。ただし、始期が2024年5月19日以前のものに限る。

（７）　公告の日から落札決定までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと、「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置の期間がない者であること、「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年1月28日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと、「名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財契第103号）」に基づく排除措置の期間がない者であること。

（８）　国税及び地方税を滞納していないこと。

（９）　2015年4月1日以降に開催されたオリンピック競技大会、アジア競技大会など参加した国と地域の数が30以上であり、実施競技に水泳、陸上競技及び体操を含む総合競技大会で、国際映像の制作・配信などのホスト放送局業務を各大会の主催者又は組織委員会からの元請（共同企業体等の構成員である者を含む。）として受託し、履行した実績があること。

以上のこと及び提出した書類について事実と相違ないことを誓約します。

　　なお、事実と相違している場合は、いかなる不利益な取扱いを受けても異議を申立てません。また、それにより、損害を与えた場合は無条件で賠償します。